

4パーミル・イニシアチブ農産物プロモーション業務委託に係る企画提案公募
企画提案に関する質問書への回答について

No. 1	
質問表題	仕様書4(1) エシカル消費層への店頭プロモーション ①について
質問内容	「5件以上の小売店」へのヒアリング、とありますが1企業で2店舗の責任者に、それぞれヒアリングを行った場合、2件とカウントするの理解でしょうか？
回答	お見込みのとおりです。 ただし、同一企業の2店舗に対してヒアリングを実施する場合、ターゲット層が異なることなど、2店舗で異なるデータが取得できることが想定されるよう店舗を選定してください。

No. 2	
質問表題	仕様書4(1) エシカル消費層への店頭プロモーション ⑥について
質問内容	「フェア実施の様子を写真撮影し、(中略)県のホームページ等で周知できるようにすること。また、(中略)フェア実施店舗への取材の承諾を得ること。」とありますが、「取材の承諾」が意味するところは、前出の「写真撮影」への承諾でしょうか？意図することをご教示ください。
回答	仕様書(1)⑥における「取材の承諾」とは、テレビ局や新聞社等がフェア実施店舗の取材を希望した場合、フェア実施店舗で取材を受けられるよう、フェア実施店舗の承諾を得ることです。

No. 3	
質問表題	仕様書4(2) WEB 広告の掲載について
質問内容	「県が用意する動画広告」とありますが、どのような動画かご教示ください。既存動画であれば初めの5秒サンプル、全体長さ等、新規で制作される場合は構成案などお知らせいただければ幸いです。
回答	山梨県の4パーミル・イニシアチブの取り組みなどを紹介するアニメーション動画です。次のYouTubeリンク先動画となりますので、御確認ください。 https://www.youtube.com/watch?v=-ZcugMDGukQ

No. 4	
質問表題	認証農産物の流通について
質問内容	<p>認証農産物はその他一般農産物と出荷時にどのような区別がされていますか？</p> <p>また、認証農産物はどちらの市場にどの程度の量が流通していますか？</p> <p>対象となるモモの各品種、シャインマスカットについて先シーズンの実績や次シーズンの予定を教えてください。市場外流通品についても同様に教えてください。</p>
回 答	<p>認証農産物は、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度実施要領により認証を受けた農産物で、出荷時の区別については、認証を受けた者の判断により、農産物を梱包するダンボール資材にロゴマークを印字している場合などがあります。</p> <p>認証農産物の流通量等については承知しておりません。</p>

No. 5	
質問表題	フェアの実施について
質問内容	<p>①フェア実施に際しては、認証農産物のみで販売コーナーを設ける必要がありますか一部認証農産物の扱いがあればよいでしょうか？</p> <p>もしも一部でよい場合は売り場に占める認証農産物の扱い・陳列の割合は少なくともどの程度が望ましいでしょうか？</p>
回 答	<p>フェア実施方法の詳細については定めておりません。</p> <p>フェアの目的は、認証農産物の認知度向上でブランド価値を高めることであり、目的達成に向け、効果を高める手法を企画提案してください。</p>

No. 6	
質問表題	フェア実施の日程等について
質問内容	<p>②フェア実施の期間はモモ・ブドウそれぞれで7日間で、「毎日又は隔日を問わないが、原則として、毎日実施できるよう店舗と調整」とあります。</p> <p>これは例えば、モモの実施は7月18日～24日の7日間連続開催がベストだが、7月18日～31日の14日間のうち店舗希望により連続でなくても合計7日間の開催でも問題ない、ということでしょうか？</p>
回 答	<p>問題ありません。</p> <p>ただし、原則、フェア実施店舗での客数が多いことが想定される土曜日及び日曜日（祝日を含む）を含めた上で、毎日開催するものとして規定しておりますので、隔日で開催することの合理的な理由を整理してください。</p>

No. 7	
質問表題	フェア実施の日程等について
質問内容	<p>③期間中土曜及び日曜に取組や認証農産物などを説明できる者を店頭で配置し説明、とありますが店舗によっては来客数が日曜より金曜のほうが多い等それぞれ状況が違います。7日間の期間中の2日間ふさわしい日程を設定することでもよいでしょうか？</p>
回 答	<p>フェア実施は、来客数が多くなる土曜日及び日曜日を想定していますが、店舗により金曜日の来客数が多い場合は、金曜日を含め、最も効果的な日程を設定して差し支えありません。</p> <p>ただし、企画提案審査会においてその旨提案してください。</p> <p>なお、契約時には仕様書に明記する場合があります。</p>

次へ

No. 8	
質問表題	フェア実施の周知や取材等について
質問内容	<p>⑤フェアの周知のためとありますが、どのような媒体でどのように紹介されることが想定されますか？</p> <p>⑥肖像権等の承諾を得ることは難しいと考えられます。個人の特定ができないように画像を加工する等の対応はいかがでしょうか？</p> <p>また、取材とはどのような媒体を想定されていますか？</p> <p>⑤⑥ともに「3件以上の店舗」全てに対する必須条件となりますか？</p> <p>特に⑤の方は商品の流通状況によっては許可が得られない可能性が高いと感じています。</p>
回 答	<p>仕様書4(1)⑤におけるキャンペーン周知とは、県のホームページやテレビ局、新聞社等のメディアを想定しています。</p> <p>仕様書(1)⑥における肖像権等の承諾について、画像加工等で対応せず、仕様書記載のとおり実施してください。</p> <p>仕様書(1)⑥における「取材」とは、No.8のとおり、テレビ局や新聞社等の取材を想定しております。</p> <p>仕様書4(1)⑤及び⑥については、3件以上の店舗すべてに対する必須条件ではありませんが、仕様書記載の事項に関しては、フェア実施店舗における条件にもなりますので、フェア実施店舗選定に当たっては、仕様書記載事項が実施できるよう留意してください。</p>